

令和4年(行ウ)第36号 未払賃金等請求事件

原告 飯島章太

被告 千葉県

第6準備書面

令和6年 7 月 2 / 日

千葉地方裁判所民事第1部合議A係 御 中

被告訴訟代理人弁護士

同

被告指定代理人

同

同

同

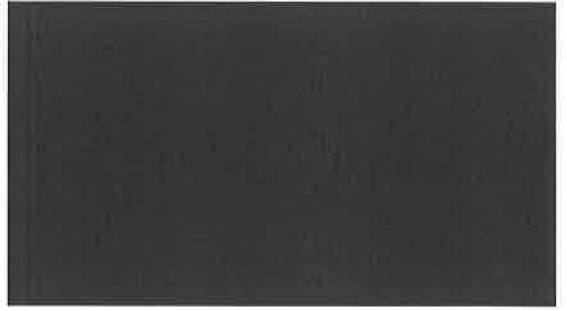
同

同



同

同



第1 令和5年5月10日付け原告第1準備書面に対する認否・反論

1 第1について

(1) 「1」について

被告第1準備書面第2の1において主張したとおりであり、原告の賃金について未払いとなっているものはない。

(2) 「2」について

ア (1)について

原告の認識を主張するものであって、被告が認否すべきものではない。なお、被告第1準備書面第2の2(1)及び(2)において主張したとおり、原告が被告に対して勤務上の配慮を求めているのであるから、被告が原告に対して負う安全配慮義務は通常の職員に対するものと異なるものではなく、被告は原告に対して特別な配慮を行うべき義務を負っていないものである。

イ (2)について

被告第1準備書面第2の2(2)において主張し、原告も認めているとおり、原告は2018（平成30）年千葉県職員採用案内（乙第21号証）の記載を把握し、それを前提に希望勤務機関として児童相談所を記載したものであるから、原告は児童相談所でどのような業務が行われているかについて十分な知識を有していたというべきであるし、また、原告は原告自身の状況に応じて配慮を求めることは可能であったにもかかわらず、原告は被告に対して勤務上の配慮を求めたことはないのであるから、被告は原告に対して通常の職員とは異なる特別な配慮をすべき義務を負うものではない。

ウ (3)について

否認ないし争う。

原告が勤務していた一時保護課の課長は交替制勤務で勤務していたものではなく、月曜から金曜までA勤務で勤務しており、課の職員の業務状況や勤務状況を把握していたのであり、原告の体調変化を察知できる職員はいなかったと

の原告の主張は、一時保護課の課長の勤務状況の実態と異なるものであって、失当である。

また、原告の同僚や先輩職員、課長は、原告に対して業務状況の確認や声掛けを行っていたところ、原告自らが何かを主張してくることはほとんどなかった。

市川児童相談所においては、新規採用者に夜間勤務を割り当てる場合には、勤務経験3年以上の経験者と一緒に勤務するようにしていたところ、令和元年8月14日に原告が療養休暇を取得する前ころに、原告は夜間勤務が苦手であると一時保護課職員に話しており、「自身の体調不良について相談する時間等なかった」との原告の主張は事実と反するものである。

2 第2について

(1) 1について

否認ないし争う。

市川児童相談所における長期療養者の精神疾患のり患原因は明らかではなく、公務災害申請やこれに基づく認定はなされていないのであるから、原告の主張は前提を欠くというものである。

むしろ、被告第1準備書面第2の3で主張したとおり、原告は被告に採用される以前からうつ病にり患し、継続的に診療を受けていたのであって、他の長期療養者とは前提を異にするというべきである。

(2) 2について

否認ないし争う。

市川児童相談所一時保護課においては、基本的には毎月第3火曜日の課内会議で、細かい調整は必要になるものの、ほぼ確定版となる勤務割表の案を課員に示しており、これは当該月の初日前10日までに職員に勤務割表を示していたことにほかならない。なお、当該勤務割表の案はイベントの予定や職員からの希望を踏まえて、細かい調整を行って確定版を作成し、当該月の初日前には職員に周知

していたものである。

この点、原告は勤務割表が当該月の初日前10日までに示されたことはほとんどなかったと主張するが、そもそも原告は平成31年4月1日に任用され、令和元年7月26日からは年次有給休暇を取得し、そのまま引き続いて療養休暇に入ったのであるから、この間に原告に勤務割表を示すタイミングとしては、令和元年5月の勤務割表のとき、同年6月のとき、同年7月のときの3回しかないのであって、ほとんどないというのはこの3回に関する主張ということになる。

しかも、4月と5月については、原告も認めるように、研修が度々行われており、そのために研修受講者は一時保護課内での勤務が行えないという事情があるほか、年度初めには職員の転入などにより急な事情変更が起こることもままたり、法令の定めどおりに勤務割表を示せない場合もあり、原告が体験しているのは年度初めのタイミングについてだけであるのであって、市川児童相談所が一般的に法令に従った形で勤務割表を示せていなかったという事実を裏付けるものとはいえない。

一方、原告は「ほとんどなかった」と主張しているから、原告が体験した3回のうちでも、法令のとおりを示せている場合があったということを示していることからすれば、原告の主張は原告の偏った体験に基づく誤ったものであるというべきである。

3 第3について

(1) 「1 労働時間該当性について」について

ア (1)について

原告は、毎晩警察や子ども110番から電話がかかっていたという実情があると主張する。

しかしながら、乙第15号証の1乃至4のとおり、警察からの入電については、基本的に一時保護日誌や通信記録に記録しているのであって、「日常的な電話対応について、その全てを外の職員への引継ぎを目的とする一時保護日誌

やそれに付随する通信記録に記していたわけではない」との原告の主張は事実と異なるものである。

そして、子ども110番からの電話は、基本的に福祉司等が対応する当番電話で対応するようになっており、当番電話が不通の場合に一時保護課に連絡がくることがあるという程度である。

すなわち、乙第15号証の1乃至4のとおり、毎晩警察や子ども110番から電話がかかってきていたというのは事実と異なる。この点について、原告は裏付けとなる証拠を何ら提出していないのであって、この意味においても、原告の主張は裏付けを欠く失当なものというべきである。

なお、原告は、一時保護課において、警察からの身柄付通告の連絡に対応するためのマニュアルを作成していたことをもって、夜間に電話対応が頻繁に起こることを想定していたと主張するが、頻度が少なければ個々の職員の対応経験がなく、身柄付通告という重要な案件の対応に不手際が生じる可能性があり、この意味において、頻度が少ないとしても身柄付通告の連絡にきちんと対応するためにマニュアルを作成し職員に周知する必要性は高いのであるから、マニュアルの作成の事実を頻度の高さの裏付けとする原告の主張は失当である。

イ (2)について

(ア) イ (ア) について

午前1時から午前5時までの休憩時間において、子どもの体調が悪くなったときや、警察等の電話がかかってきたとき、緊急の一時保護の要請があったとき、子どもが施設から逃げ出してしまったとき等の突発的な事態に対応することを市川児童相談所が職員に指示していたこと、これらの事態がいずれも即時に対応しなければならないものであることは認め、頻度については否認する。

被告第1準備書面第1の1(4)イ(イ)及び上記アで主張したとおり、夜間勤務中の業務については一時保護日誌に記載のあるとおりであり、原告の夜

間勤務中の状況については乙第15号証の1乃至4のとおりであって、原告が警察からの連絡等の突発的な事態に対応した頻度は少ない。原告はこの点に関する裏付けとなる証拠を何ら提出していないのであって、原告の主張は裏付けを欠く失当なものである。

(イ) イ(イ)について

午前1時から午前5時までの間、職員らが、子どもがいる居室又はその廊下で待機するよう指示されていたこと、午後9時の消灯後から翌日午前1時までの間に、定期的に児童の見回りをしてきたこと、一時保護日誌等の業務上の記録を作成していたことは認め、その余は否認ないし不知。なお、平成31年4月から令和5年までの間、保護児童の緊急入所や夜尿で児童の布団が足りなくなり、職員用の布団を児童に使わせたため、結果として職員の布団が足りなくなったことはある。

被告第1準備書面第1の1(4)イ(ウ)、2(2)ア(イ)及び上記(ア)で主張したとおり、市川児童相談所において、夜間勤務中に一時保護所から外に出向くことを禁じていたという事実はなく、職員の中には突発的な事態への対応や見回りなどが無い時間において、たばこを吸いに行くなどしている者もいるのであって、場所的拘束があったということとはできない。

なお、原告は、勤務や施設の性質をもって労働時間の概念が変わるわけでもないと述べながら、労働時間該当性の主張の中で「掛け布団を廊下に敷いて仮眠を取らざるを得ない状況であった」などと勤務の状況を説明しているのであって、原告の主張は論理的に破たんしているというべきである。

(ウ) イ(ウ)について

子どもの体調が悪くなる等の突発的な事態が発生した場合に直ちに対応に当たる必要があったことは認め、その余は否認ないし争う。

理由についてはこれまで述べてきたとおりである。

ウ ウについて

否認ないし争う。

(2) 「2 安全配慮義務違反」について

ア (1)について

(ア) アについて

認める。

(イ) イについて

否認ないし争う。

これまで主張したとおり、一時保護課長は月曜から金曜までA勤務で勤務しており、職員の業務状況や労働実態を把握していたし、夜間勤務の休憩時間における勤務を含め、庶務共通事務処理システムを利用して勤務時間を把握していた。

(ウ) ウについて

否認ないし争う。

これまで主張したとおり、原告は被告に対して勤務上の配慮を求めていなかったのであるから、通常の職員と同様に健康状態を把握すれば足りるのであって、原告の主張は前提を誤り、失当である。

(エ) エについて

否認ないし争う。

原告は、一時保護課の職員向け現任研修を受講できていないが、被告第1準備書面第1の2(2)ウ(ウ)で主張したとおり、原告が令和元年7月25日以降所定勤務日について出勤していないことが原因であり、また、原告第6準備書面で原告も認めているとおり、原告は被告第5準備書面第2の1に記載したDV・児童虐待相談新任職員研修や児童福祉司任用前講習会を受講しているのであって、業務を行うにあたって必要な研修・教育を実施していないというのは事実と異なるというほかなく、原告の主張は失当である。

(オ) オについて

否認ないし争う。

これまで主張したとおり、原告は被告に対して勤務上の配慮を求めている以上、原告に対して被告の他の職員と異なる取扱いをする必要はないし、原告が夜間勤務を行ったのは、平成31年4月に4回、令和元年5月に3回、同年6月に5回、同年7月に4回の計16回であり、1週間に1度程度であるところ、他の職員と比較しても多いわけではなく、夜間勤務自体が過重な業務とはいえないものであったうえに、原告の体調が悪化していたという事情もないのであるから、労働時間や業務内容を軽減させる措置を行う義務が生ずる前提を欠いているというべきであって、原告の主張は失当である。

イ (2)について

原告の指摘する最高裁判例があることは認め、その余は否認ないし争う。

原告の指摘する最高裁判例は、「労働者にとって過重な業務が続く中でその体調の悪化が看取される場合には」と場面を限定しているところ、これまで主張したとおり、夜間勤務の回数が他の職員と比較しても多いわけでもなく、しかも連続していたという事情もないし、夜間勤務における突発的な事態に対応したというのが夜間勤務時の常態であったわけでもない上に、この時点において原告の体調が悪化していたという主張は原告からもなされていないのであって、当該最高裁判決が本件に適用される前提を欠くというべきであるから、原告の主張は失当である。

ウ (3)について

否認ないし争う。

なお、原告は、被告が、「原告だけが過酷な勤務であったわけではない」と主張しているかのような主張をしているが、被告の主張を正解しないものであって失当である。

被告は、これまで主張したとおり、市川児童相談所において夜間勤務が過重な業務というわけではないということを主張し、その裏付けとして、他の職員

が同様の勤務を問題なくこなしていることを主張しているものであり、また、原告が他の職員と比較して夜間勤務を多く割り振られているわけではないから、原告に過重な業務が割り当てられているということでもない、と主張をしているのである。

エ (4)について

否認ないし争う。

これまで主張したとおり、原告の主張する子ども達の体調不良などの「突発的な事態」については、そもそもその頻度は高くなく、その頻度からすれば、実質的に義務付けがされていないと認めることができるような事情があるといふべきであって、原告の主張は失当である。

オ (5)について

否認ないし争う。

これまで主張したとおり、子ども達と食事を共にするのは業務であって休憩ではない。食事が休憩に当たらないとの原告の主張は、原告が一時保護課における勤務の内容を正解していないことを裏付けるものにほかならない。

また、これまで主張したとおり、休憩は別に取得することになっており、実際に、一時保護課長等の職員が、適宜休憩をとるよう声掛けをして休憩をとるようにしていたものである。

カ (6)について

否認ないし争う。

市川児童相談所における一時保護の定員に対して、保護すべき児童の数が一時的に多くなったというだけであって、人員配置が不適正ということはできない。

なお、適正な人員配置を行っていないと原告は主張するが、具体的にどのような人員配置を行うべきであったとの主張は原告はなしえていないのであり、また、適正な人員配置がなされるべきとの一般的な義務が、原告との関係で安

金配慮義務を構成することの根拠や、当該義務違反と原告に生じたと主張する損害との間の因果関係等について、原告の主張立証は不十分というほかなく、原告の主張は失当である。

キ (7)について

否認ないし争う。

毎日の引継ぎにおいては、各児童の特記事項について職員が事前に確認をしており、そのうえで、最低限必要な事項を申し送りしているのであって、平均した引継ぎ時間だけをとらえるのは、引継ぎの実態に即していないというほかない。

児童相談所に入所する個々の児童の特性があるうえに、そもそも、市川児童相談所の職員が、職員を含む他人に対する加害行為や暴言を行わないことを入所した児童に指導、教育するのであって、加害行為や暴言を行う可能性がある児童を指導するのが原告を含めた職員の役割にほかならず、指導の際に児童が職員に対して加害行為や暴言を行うことを完全に防止することはできないことを指摘したものであって、原告の主張は失当である。

ク (8)について

令和2年2月6日の面談時における [] 発言は認め、その余は否認ないし争う。

これまで主張したとおり、原告は一時保護課の現任研修は受講できていないものの、そのほかの研修は受講できているのであって、原告の主張は前提を誤り失当である。

また、原告が引用した部分に続いて [] 「今年度の新採職員4名に対しては、時間を取って行動記録やイ [] などの話をしてほしいと思う。」と述べており、市川児童相談所において研修や勉強をさせないというのが常態化していたわけではないのであって、原告の主張はこの意味においても失当である。

ケ (9)について

(ア) アについて

原告に過重なストレスがかかっていたことについては、否認ないし不知。

(イ) イについて

一時保護課長が原告に対して、判定会議資料を判定会議開催前までに作成するよう指示していたこと（ただし、指示した日時は争う。）、判定会議資料が児童の処遇に意見を出す書類であること、上記のとおり、児童に職員の布団を使用した結果夜間勤務の際の職員の布団が足りなくなったことがあることは認め、その余は不知ないし否認する。

(ウ) ウからオについて

7月13日、19日、23日に夜間勤務があったこと、24日が明け勤務であったことは認め、その余は否認ないし不知。

(エ) カについて

否認ないし争う。

「課長等と会う機会もなかなかなく」と原告は主張するが、一時保護課長は月曜から金曜までのA勤務で勤務していたのであり、原告が課長と会う機会がないというのは事実と異なるというほかない。

(オ) キについて

否認ないし争う。

なお、原告第1準備書面14頁のイ、ウ及びエにおいて、原告自身仮眠していたことを認めているところ、仮眠している時間においては労働から完全に開放されていたと評価すべきであるから、全ての時間を労働時間と主張する原告の主張は、原告が研修受講日における休憩取得やこれらの仮眠時間を自認していることと矛盾するものであって、失当である。

さらに、原告は被告に任用される前からうつ病にり患していたのであって、被告における勤務によって「発症」したとの主張は、任用の時点でうつ病が

寛解していたということの意味することになり、寛解しているのであれば、被告が原告に対して他の職員と異なる安全配慮義務を負うという根拠にはならないというべきであって、原告の主張は相互に矛盾している。

(3) 「3 損害・因果関係について」について

ア (1)について

(ア) アについて

原告は、就労開始頃までは調子が良い状態が継続していたものの、被告における業務の強い心理的負荷によってうつ病を発症したと主張するが、被告第1準備書面31頁で指摘したとおり、平成31年(令和元年)4月、5月、6月の記録には、体調が悪化しているとの記載はないのであって、原告の主張は診療記録の記載と異なっているというほかない。

(イ) イについて

原告は、原告のうつ病は双極性障害に分類されると主張するが、甲第12号証の21頁の診断名は「うつ病」であり、また、43頁にも「診断書 病名 うつ病」と記載されているのであって、原告の主張は客観的な裏付けを欠くものである。

しかも、原告に投薬されていたZolpidem酒石酸塩の効能効果には、「不眠症(統合失調症及び躁うつ病に伴う不眠症は除く)」(乙第24号証)と記載されており、原告が双極性障害(躁うつ病)であるならば、それに伴う不眠症には適さないはずのものである。躁うつ病に伴う不眠症に適さないZolpidem酒石酸塩が原告に投与されていたということは、医師の診断としては、原告は躁うつ病ではない、ということを示すものであり、原告の主張は医師の診断に反するものである。

また、原告は「症状が改善していた」と主張するが、平成31年3月15日の診療記録(甲第12号証)には、「ちょっと調子悪い この1w (判読不能) おきれない」などと記載されているところ、被告第1準備書面3

1頁で指摘したとおり、診察にあたった医師は、原告に投与する薬を変えなければならぬような状態にはないと認識していたというべきであるから、原告のうつ病の状態が改善はしていても、寛解していたとまではいえない状況であったというべきである。

イ (2)について

(ア) アについて

原告は、「服薬していなかったことが無症状であることを推認するわけではない」と主張するが、一方で「翌日の仕事に支障が出ることを懸念し」と主張している。

すなわち、服薬しなくても翌日仕事ができる状態にあったということにほかならず、少なくとも、平成31年4月及び令和元年5月において、仕事に支障が出るような体調不良にはなっていなかったということの意味するのであって、原告の主張はそのほかの主張と整合していないというべきである。

(イ) イについて

原告は、治療方針として増薬しないことはありうると主張するところ、令和元年8月8日には同年7月18日と比較して投薬されている量が増えており、同年8月19日には Trazodone が追加されている。すなわち、8月8日以降の投薬の状況と比較すれば、7月18日の時点では投与する薬や量を変える必要はないと判断していたというべきであって、原告の主張は失当というべきである。

ウ (3)について

否認ないし争う。

エ (4)について

(ア) アについて

厚生労働省の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」の記載は認め、本件が精神障害の労災（正しくは公務災害である。）に該当するとの

点は否認ないし争う。

(イ) イ乃至エについて

原告は、原告についての個別的要因に起因するものでもないと主張するが、原告は被告に任用される以前からうつ病にり患していたのであって、個別的要因による疾病が存在する以上、仮にそのほかの要件を充足するとしても、当該要件を充足しない以上、公務災害に該当しない。

また、原告は、勤務開始後の約4か月間における時間外労働が月平均45時間を優に超えると主張するが、原告第5準備書面別紙の原告の主張によっても、平成31年4月の時間外労働は42時間、令和元年5月の時間外労働は48時間15分、同年6月の時間外労働は58時間15分、同年7月の時間外労働は44時間45分であって、平成31年4月や令和元年7月は45時間を超えていないのであるから、心理的負荷は中程度ではないことになる。

(なお、原告らの主張による割増賃金の計算上、原告第5準備書面別紙の表においては、例えば、平成31年4月1日については、12時から13時の1時間と16時15分から17時15分までの1時間をそれぞれ時間外の割増賃金の対象にしているところ、精神的負荷の場面では実際の労働時間の長さで検討すべきであるから、8時30分から17時15分までが全て労働時間であると仮定しても、所定労働時間を超えているのは1時間だけであるので、原告の主張としては時間外労働を実際に行ったのは1時間ということになる。上記の時間外労働時間は、原告らの主張を踏まえ、実際に行った時間外労働の時間を集計したものである。また、被告は、そもそも原告の時間外労働の時間そのものについて争っていることを付言する。)

さらに、原告は、児童相談所職員としての実務経験がないことを理由に、経験と業務内容とのギャップがあったと主張するようであるが、そもそも原告は新規任用職員であり、アルバイト以外の職歴はないのだから、どこに就職しても経験と業務内容とのギャップがあることになるのであって、これを

過大に評価するのは適切でない。

そのほか、「何らの事前指導等もないまま、市川児童相談所の現場でOJTさせられており」と主張するが、原告自身、被告が行った研修を受講していることは認めているのであるから、原告の主張は失当である。

原告は、同種の労働者も耐えられないほど過酷と主張するが、市川児童相談所における精神性疾患の長期療養者の状況で示された精神性疾患の長期療養者が、市川児童相談所における勤務が原因であることは主張・立証されていない。原告の主張は失当である。

第2 令和5年7月12日付け原告第2準備書面に対する認否・反論

1 「第1 原告の日勤における勤務実態」について

A勤務の勤務時間及び休憩時間の定めについては認め、その余については否認ないし争う。

(1) (1)について

原告が幼児を担当することもあったこと及び一時保護所の日課等（甲第6号証ないし8号証）に原告の指摘する記載があることは認め、その余は否認する。

一時保護所の勤務の性質上、子どもたちの見守りや行動観察は必要な業務であるものの、緊急対応が必要となる等の事情がなければ、子どもたちの食事等の職員による見守りが必要な時間とは別な時間に、適宜分散して休憩をとるようにしていたものであり、職員らが休憩を取れる状態にないとの原告の主張は実態と異なるものである。

(2) (2)について

令和2年2月6日に [REDACTED] と面談した事実及び発言内容は認め、その余は否認ないし争う。

原告が指摘するように、次長は「必ずしも45分、1時間に十分な時間にならないのかもしれないんですが、そこは状況に応じて」と、継続して1時間あるいは45分の休憩をとることができないことも状況によってはあるものの、休憩そ

のものは分けてとるようにしているという説明をしているのであって、原告の主張は次長及び課長の発言を曲解するものである。

2 「第2 安全配慮義務違反の補足的主張」について

(1) 1について

認める。

(2) 2について

否認ないし争う。

職員が子ども達の様子を見守るために、居室に目の届く場所にいることが多いものの、一時保護所内には、男女別の宿直室を設け、宿直室内には職員個人用のロッカーを配置してあるほか、宿直室は昼敷きになっており、2名程度は畳に横になって休憩・仮眠できるようになっているのであって、仮眠室等を作っていないという原告の主張は事実と異なる。

3 「第3 賃金単価について」

認否の要を認めない。

第3 令和6年5月15日付け原告第5準備書面に対する認否・反論

1 「第1」について

(1) 1について

ア (2)について

原告の主張は、明示されているとしても、説明の必要があるというものと理解されるどころ、労働基準法15条は明示義務を定めているだけであるから、原告の主張は法的根拠を欠き失当である。

イ (3)について

平成31年4月当時の一時保護課長であった [] 発言のうち、入職当日に、4週で8日休みのシフト制であると説明したこと、夜勤もあると説明したことは認め、その余は否認する。

[] は、入職当日の原告との顔合わせの際に、今月のシフト表ですと言っ

て、一時保護課勤務割表を原告に手渡し、上記の説明を行うとともに、みんなの都合を聞いて休みを調整しなければいけないので、希望の日に休めないことがあるかもしれないと説明した。

また、このとき、原告には平成31年4月2日か3日の夜間勤務を割り当てていたところ、原告から無理だと断られ、勤務割表を変更している。

(2) 2について

被告は被告第5準備書面において、「原告の残業代申請が15分単位になっている」ということを認めただけで、被告が15分単位で残業代申請させていたことを認めたわけではない。原告の主張は被告の主張を正解しないものであり、前提を誤っている以上、当該項における原告の主張全体が失当であるというべきである。

(3) 3について

が保管していると説明したのは、市川児童相談所と職員代表である 締結された36協定について、職員代表である その写しを保管しているという趣旨であって、市川児童相談所に36協定の写しを保管するよう命じていたということではない。

また、36協定の写しをファイルに入れ に備え付け、誰でも見られる状態にしていたほか、一時保護課においては、年度初めの顔合わせの際及び年度最初の課内会議のときに、今年度の36協定はここにファイルしてあるので、必要に応じて見るようにと、職員に伝えていたのであって、これによって周知義務は果たされていたものであり、原告の主張は失当である。

(4) 4について

ア (1)について

否認する。

児童相談所職員としての業務の都合上、仕事から離れるのが難しいタイミン

グである場合に、健康診断を受診する日を変更していることは、スラック、余剰が十分でないということを示すものではない。

例えば、健康診断を受診する日に出張の予定が入ってしまえば、受診日を変更するのは当然のことであって、スラック、余剰とは関係がない。

原告の主張は、被告の主張を正解しないものであって、失当である。

イ (2)について

令和2年1月に原告が被告に対して提出した「職場への要望書」において、産業医に面談できる体制を整えてもらいたい旨の記載をしていたという限度で認める。

当該書面が届いた翌月である令和2年2月に、市川児童相談所 [REDACTED] が原告と面談した際に、産業医面談を利用できる旨を回答している。

(5) 5について

児童福祉施設等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程6条(乙第3号証)違反が常態化していたことについては否認ないし争う。なお以下の文については甲第24号証の裁判例があることは認めるが、当該裁判例と原告の主張の関係が明らかでなく、対応の要を認めない。

上記第1の2(2)で主張したとおりであり、細かい調整は必要であるものの、ほぼ確定版である勤務割表を当該月の初日前10日前に職員に提示し、職員の希望等による調整を経た確定版を当該月の初日前に職員に配布しているのであって、児童福祉施設等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程6条には違反していない。

(6) 6について

(1)及び(2)については認め、(3)及び(4)については否認ないし争う。

職員の時間外勤務については、各職員が庶務共通事務処理システムに入力し、入力内容について、管理者が勤務内容及び時間を確認して承認するという形になっており、各職員が入力した時間外勤務について、実際の労働時間と合致してい

るか否かを管理者が確認しているから、原告の主張は事実と異なる。

なお、 は、毎月開催の所課長会議において、時間外の削減を求められることがあったことから、所定の勤務時間を過ぎても所内で雑談をしているような職員には早く帰るように指導していたが、「私が怒られちゃうから」と発言したことも「別の日に申請してください」と発言したこともない。

(7) 7について

否認ないし争う。これまで主張したとおり、原告との関係において、被告に安全配慮義務違反はない。

(8) 8について

同(1)について、原告は、原告の時間外の計算が正当であると主張するが、職員の給与に関する条例16条及び時間外勤務手当の支給に関する規則2条1号の理解を誤るものであって失当である。

まず、職員の給与に関する条例16条1項は、正規の勤務時間外に勤務した「全時間」について時間外勤務手当を払うと定めており、正規の勤務時間外の性質によって時間外勤務手当の性質を分けていない。この点、同条4項が60時間超の時間外勤務手当を定めているところからも明らかなように、同条は労働基準法37条を踏まえた定めである。

そして、職員の給与に関する条例16条1項は、勤務割表によって割り振られ、確定した始業、終業時間によって定まる勤務時間、すなわち正規の勤務時間の時間外に勤務した時間であるところの原告の主張する正午から午後1時までの時間について時間外勤務手当を支払うとしたものである。

すなわち、原告は午後4時15分から午後5時15分までについての時間外勤務手当の根拠を職員の給与に関する条例16条1項としているところ、同項によって、正規の勤務時間の時間外に勤務した時間であるところの正午から午後1時までの時間について時間外勤務手当を支払うことになるのであって、原告の主張は条例等の解釈を誤るものであって失当である。

この点、原告は、正午から午後1時までの勤務に関しては、「正規の勤務時間外に就労させられることなく休憩等できるようにするために割増賃金が課される」とし、午後4時15分から午後5時15分までは「労働者の長時間労働を抑制するために割増賃金が課されるもの」であって、性質が異なると主張するが、上記のとおり、職員の給与に関する条例16条は、正規の勤務時間外の勤務を行った時間帯によって時間外勤務手当の性質が異なるような制度にはなっていないのであり、原告の主張は失当である。

また、原告は、正午から午後1時までの時間外勤務手当の法的根拠について、職員の給与に関する条例16条と時間外勤務手当の支給に関する規則2条1号を挙げているところ、職員の給与に関する条例16条のいずれによって時間外勤務手当が発生するのか明確に示せておらず、この意味においても原告の主張は法的根拠を欠き失当である。

同(2)及び(3)は、原告の計算についての前提の説明であり、認否の要を見ない。

同(4)については否認ないし争う。

2 第2について

被告は、原告が詳細な認否をしていないことを指摘したものであって、反論をしているかどうかは関係がない。

3 第3について

政策形成を意図した主張であり、原告の請求権の存否及び範囲に関しないので、認否の要を見ない。

4 第4について

本書面において対応済みである。

なお、原告が柏児童相談所において電話相談のボランティアを経験したとの主張については、撤回する。

もつとも、被告第1準備書面第2の2(2)及び上記第1の1(2)イにおいて主張したところに加え、原告は、「電話相談のボランティアでは、児童相談所の方と支援

だけでない介入のあり方についても検討する機会があり」と記載しており（甲第10号証）、児童相談所がどのような支援を行っているかについて児童相談所の職員と話す機会を持っていたものであって、このような点からしても、原告は児童相談所の業務について十分な知識を有していたものである。

以 上